

秘密保持契約書

ソニー株式会社（以下「甲」という）と _____（以下「乙」という）とは、下記に定める秘密情報の取扱に関して、以下の通り合意する。

第1条（定義）

本契約における用語を以下の通り定義する。

- 「開示目的」 : 甲による乙に対するEマウント基本仕様開示の可能性の検討。
- 「開示期間」 : 年 月 日から 年 月 日まで。
- 「秘密保持期間」 : 乙の秘密情報については、開示期間及び開示期間終了後1年間。甲の秘密情報については、第3条第1項のいずれかの事由に該当するまで。
- 「開示者」 : 本契約に基づいて秘密情報を開示、提供する当事者（甲／乙）。
- 「受領者」 : 本契約に基づいて秘密情報の開示、提供を受ける当事者。
- 「秘密情報」 : 開示期間中に、開示者が秘密である旨の表示をした上で、受領者に対して開示、提供する、以下に記載する情報であって、開示の形態及び媒体を問わない。但し、口頭、映像その他その性質上秘密である旨の表示が困難な形態又は媒体により開示、提供された情報については、開示者が受領者に対し、秘密である旨を開示時に伝達し、且つ、当該開示後30日以内に当該秘密情報を記載した書面を秘密である旨の表示をして交付することにより、秘密情報とみなされるものとする。
- 甲の秘密情報：本契約締結後に甲が乙に送付するEマウント基本仕様開示の可否検討に必要な審査基準リスト、審査用提出書類リスト及びその他Eマウント基本仕様開示の申請に関する情報、並びにEマウント基本仕様書に関するライセンス契約の内容及び条件。
- 乙の秘密情報：本契約締結後に甲が乙に送付する審査用提出書類リストに基づき乙が甲に開示する乙の営業上、業務上の情報。

第2条（秘密保持）

- 秘密保持期間中、受領者は、開示者から受領した秘密情報を善良なる管理者の注意をもって厳に秘密として扱い、第三者の秘密情報と区別できるよう保管し、開示者の書面による事前の承諾なくして第三者に開示、漏洩せず、又、開示目的以外に使用しないものとする。
- 受領者は、前項に定める義務を履行するために、秘密保持期間中、開示者から受領した秘密情報の取扱いに際して次の事項を遵守するものとする。
 - 開示目的を遂行するために接する必要のある自己の役員及び従業員以外の者が接することのないように保管し、又、当該秘密情報に接する自己の役員及び従業員に本契約に定める秘密保持義務の内容を知らしめ、遵守させる。
 - 開示者が複製禁止である旨の表示をした上で開示、提供された秘密情報（口頭、映像その他その性質上かかる表示が困難な形態又は媒体により開示、提供された秘密情報については、開示者が受領者に対し、複製禁止である旨を開示時に伝達し、且つ、当該開示後30日以内に当該秘密情報を記載した書面を複製禁止である旨の表示をして交付した秘密情報）を相手方の事前の書面による承諾なく、複製、複写（写真撮影による複製、複写を含むがこれに限られない）を行わない。
 - 開示者より要請がある場合、開示者から受領した秘密情報の管理状況を書面にて報告するものとする。
 - 開示者から要請があった場合、開示者の指示に従い、その複写、複製物を含め、速やかに返却するか、破棄のうえ、開示者指定の形式にて当該返却又は廃棄を行った旨の証明書を開示者に対して提出する。
 - 漏洩、紛失、盗難、盗用等の事態が発生し、又はその虞があることを知った場合は、直ちにその旨を相手方に通知する。

第3条（秘密保持の例外）

- 第2条の規定にも拘らず、受領者は、次の各号の何れかに該当することを証明できる開示者の秘密情報については、同条に定める何れの義務も負わないものとする。
 - 開示時に既に公知となっている情報。
 - 開示時に既に受領者が合法的に所有していた情報。

- ③開示後に受領者の責に帰すべからざる事由により公知となった情報。
 - ④受領者が第三者より秘密保持義務を負うことなく入手した情報。
 - ⑤相手方の秘密情報とは無関係に受領者が独自に開発又は知得した情報。
2. 第2条の規定にも拘らず、受領者は、政府機関から又は法令に基づいて開示の要求がなされた開示者の秘密情報を、以下の措置を講ずることを条件として開示することができる。
- ①当該要請があった旨及び開示する内容を開示者に事前に書面にて通知するよう合理的な努力をする。
 - ②開示される秘密情報が秘密として保持されるように合理的な措置を講ずる。

第4条（確認事項）

1. 乙は、甲に提供する乙の秘密情報が正確であり信頼できるものであることを保証する。
2. 本契約のもとでの秘密情報の開示は、受領者に対する開示者の特許、実用新案、ノウハウその他の無体財産権の譲渡又は実施権の許諾を伴うものではない。
3. 本契約のもとでの秘密情報の開示及び受領は、甲乙何れに対しても、開示目的の中で言及されている取引その他一切の取引を行なう義務を伴うものではなく、又、同様又は類似の取引を、本契約に定める秘密保持義務を遵守した上で、自ら又は第三者との間で検討及び実行することを妨げるものではない。
4. 甲及び乙は、開示目的に関する協議の過程で相手方より開示を受けた秘密情報以外の情報については、契約上によるものかその他によるものかを問わず、秘密保持義務を負わないこと及び営業秘密としての保護を受けないことを確認する。但し、当事者間の他の契約に基づき当該情報に対して秘密保持義務を負っている場合はこの限りでない。

第5条（契約発効日）

本契約は、第1条に定める開示期間の開始日に発効するものとする。

第6条（協議解決）

1. 本契約の条項の解釈及び本契約に定めのない事項につき疑義又は紛争が生じた場合、甲乙両者は誠意をもって協議解決する。
2. 前項に定める協議にて解決できない場合、甲及び乙は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙両者記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

年　　月　　日

東京都港区港南1丁目7番1号
甲： ソニー株式会社
(部署名)
(署名者肩書・氏名)

(住所)
乙： (相手方正式社名)
(署名者肩書・氏名)